

東大和市市長交際費支出基準

令和2年6月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、東大和市長（以下「市長」という。）が、市長交際費の支出を適正かつ円滑に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(支出項目等)

第2条 市長交際費の支出項目及び支出金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会費 市民及び市民団体等が、長年収めた功績に対し、公的機関から表彰された場合における発起人等が開催する祝賀会の会費の実費。ただし、実費が不明な場合は、出席者や会場等を勘案し、社会通念に照らした金額

(2) 弔慰金 葬儀における香典、供花又は弔電に係る経費で別表に定める金額

2 前項各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は、その実費を支出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長交際費は、宗教団体及び政党その他の政治団体に対しては支出しないものとする。

(管理)

第3条 秘書広報課長は、市長交際費の支出のため、あらかじめ一定額を資金前渡の方法により会計管理者から交付を受け、東大和市会計事務規則（平成22年規則第6号）に基づき適切に保管しなければならない。

(支出手続)

第4条 市長交際費の支出にあたっては、市長交際費支出連絡票（別記様式）により、市長の決裁を受けなければならない。

(公表)

第5条 市長交際費の支出内容については、支出した月分をその翌月の末日までに秘書広報課秘書係窓口及び東大和市公式ホームページで公表するものとする。

(見直し)

第6条 市長は、市長交際費の支出内容が市長の交際に関して社会通念上、相当となるよう、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じてこの基準を見直すものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	支出区分	支出対象	支出内容	支出金額
1	選挙区選出の国会議員又は都議会議員	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
		配偶者	香典	10,000円
2	選挙区選出の国会議員又は都議会議員の職にあった者	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
3	東京都知事、近隣自治体又は友好都市の長	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
4	東京都知事、近隣自治体又は友好都市の長の職にあった者	本人	弔電	実費
5	市議会議員	本人	香典	30,000円
			供花	15,000円以内
		配偶者、父、母又は子	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
6	市議会議員の職にあった者	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
7	副市長又は教育長	本人	香典	30,000円
			供花	15,000円以内
		配偶者、父、母又は子	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
8	市長、副市長又は教育長の職にあった者	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
		配偶者	香典	10,000円
9	教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
		配偶者	香典	10,000円
10	支出年度に市政功労者として表彰（感謝状を除く。）を受けた者	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
11	消防団団長又は副団長	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
12	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）別表に掲げる職員のうち月額による報酬の支給対象となっている職員	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内
13	その他関係団体の役員等で市長が必要と認めるもの	本人	香典	10,000円
			供花	15,000円以内

(注)

- 1 特に記載がある場合を除き、支出区分については、東大和市のものとする。
- 2 複数の支出区分に重複して該当する場合は、支出金額の最も高い区分を適用する。
- 3 支出対象中、本人以外については、本人との別居・同居を問わない。
- 4 支出内容中「香典」については、差出人の表示を「東大和市」とする。
- 5 支出内容中「供花」については、生花又は花輪とし、名札を「東大和市」とする。また、供花に係る支出金額については、消費税及び地方消費税の額を除いた限度額とする。